

## AEL 認証審査員又は専門家契約書（例）

認証機関名（ ）（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、甲が乙に対し養殖エコラベル（FAO 養殖ガイドラインに整合する水産物の認証制度（以下、「AEL」という。））の認証審査に係る業務（以下「認証業務」という。）を委任するにあたり、次のとおり契約を締結する。

## 記

第1条 本契約は、この契約の有効期間中適用されるものとする。当該期間中、乙はAELの趣旨に合致しない他のスキームオーナー、認証機関、認定機関との関係は持たない。

第2条 契約の対象者は審査員と専門家に大別される。

## (1) 審査員

AELに係る審査業務を行う。

## (2) 専門家

特定分野に関する専門的知識、経験を有する者。審査業務に関連した専門知識に基づき、審査員へアドバイスを行う。審査に関する可否判定の権限を有さない。

第3条 本契約の期間は、本契約締結の日から\_\_\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日までとする。

第4条 乙において、本契約書の趣旨に反する事実及び次に掲げる条項の一に該当する事実が確認された場合、甲は契約期間にかかわらず一方的にこの契約の解除ができる。さらに甲は当該事実について、AELスキームオーナーその他に対し、その事実を開示できる。

なお、乙は契約解除の事由に関して異議がある場合、契約解除通知日から起算して10日以内に異議申し立てを文書にて行うことができる。乙より異議申し立てを受けた場合は、甲は契約解除日から60日以内に事実関係を再度調査し、その結果を踏まえて甲乙両方で協議する。この期間中は、契約解除の実行、事実の開示、検査業務の依頼を凍結する。

- ① 乙の経歴に関する事実を偽っているとき
- ② 甲が要請した教育訓練を理由なく拒絶したとき
- ③ 本契約及び、別に定める規程類に違反又は支障をきたす事由があったと甲が判断したとき

第5条 乙は、甲の定める機密保持規程を始めとする規程類、連絡指示に従う。

第6条 乙は、以下の行為を行ってはならない。

- ① 事実を歪曲誘導し審査の目的を害する結果となる助言或いはコンサルティングを行うこと

- ② 審査に係る事実確認の妨げになる行為を行うこと
- ③ 甲から支給された名刺を甲から指示を受けた審査以外又は合理性のない場合に使用すること

第7条 甲は、乙に委託した審査業務の遂行に付帯して、乙に発生した主たる経費（出張旅費、交通経費等）の実費を負担する。

第8条 乙は、甲から指示された報告事項（準備事項、審査業務の経過、結果報告）及び当該審査に使用した全ての資料、記録を甲の指定する日時までに甲に対し提出する。甲はこの受領を以って業務の完了と判断し、報酬支払の手続きをとることとする。

第9条 乙は、本契約締結後、姓名、住所、資格等の変更が生じた場合は、直ちに甲へ通知する。

2 乙は、審査業務を受諾した当該組織との関係について、過去、現在、将来にわたる利害関係を有している場合、それについて甲に対し報告する義務がある。

第10条 本契約又は、その他の規定にない事項及び契約について疑義が生じた場合或いは契約の変更については、甲乙誠意を持って協議を行う。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲：（認証機関の住所）  
（認証機関名）  
（認証機関の代表の名前）

乙（住所）  
（氏名）